

秋田県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会会則

(名称)

第1条 この会は、秋田県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会（以下「協議会」という。）という。

(目的)

第2条 協議会は、秋田県総合型地域スポーツクラブ（以下「総合型クラブ」という。）の円滑な運営に資する情報交換及び交流の活性化を図り、生涯スポーツの普及発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 協議会は、次の事業を行う。

- (1) スポーツ活動に関すること。
- (2) 総合型クラブ間の情報交換及び交流に関すること。
- (3) 総合型クラブの創設・自立に関すること。
- (4) その他目的を達成するために必要な事項。

(構成)

第4条 協議会は、秋田県及び公益財団法人秋田県体育協会より認定登録された総合型クラブで構成する。

(入会)

第5条 協議会に入会するクラブは、役員会の承認を得なければならない。

(役員)

第6条 協議会に、次の役員を置く。

- | | |
|---------|-----|
| (1) 会長 | 1名 |
| (2) 副会長 | 3名 |
| (3) 委員 | 若干名 |
| (4) 監事 | 2名 |
| (5) 会計 | 1名 |

(役員を選任)

第7条 委員は、県内3地区（県北、県央及び県南の3地区とする。）に分け、当該地区の総合型クラブの代表者のうちからそれぞれ推薦された者とする。

- 2 前項の規程による各地区の委員は、1地区につき3名までとする。
- 3 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 4 監事は、総会において選任する。
- 5 会計は、総会において選任する。

(職務)

第8条 会長は協議会を代表し、業務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ定められた順序に従い、その職務を代行する。

- 3 委員は、役員会を構成し、職務の執行を決定する。
- 4 監事は、委員の業務の執行を監査する。
- 5 会計は、会計の事務に当たる。

(任期)

- 第9条 役員任期は、2年とする。
- 2 役員は、再任することができる。

(会議)

- 第10条 協議会の会議は、総会及び役員会とする。
- 2 総会は、総合型クラブの代表者で構成する。
 - 3 総会は、年1回以上開くものとする。
 - 4 役員会は、委員をもって構成する。
 - 5 役員会は、会長が必要と認めたときに開くものとする。

(議決)

- 第11条 総会の議決は、出席した総合型クラブの代表者の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 2 役員会の議事は、出席委員の過半数の同意をもって決する。

(経費)

- 第12条 協議会の経費は、会費、補助金、寄附金その他の収入をもってあてる。
- 2 総合型クラブの会費を年額5,000円とし、6月末までに納入する。
 - 3 会計年度は4月1日から翌年3月31日までとする。

(事業計画及び予算等)

- 第13条 協議会の事業計画及び予算並びに事業報告及び決算は、総会の議決及び承認を得なければならない。
- 2 前項の事業報告及び決算は、あらかじめ監事の監査を受けなければならない。

(事務局)

- 第14条 協議会の事務局は、公益財団法人 秋田県体育協会 事業課内に置く。

(会則の改正)

- 第15条 この会則は、総会の議決により改正することができる。

(附則)

- 1 この会則は、平成21年8月1日から施行する。
- 2 本会則は、平成25年6月14日より施行する。
- 3 本会則は、平成26年4月21日より施行する。
- 4 本会則は、平成30年4月16日より施行する。